

# 中心商店街情報発信アプリの開発業務委託

## 仕様書

### 1. 業務名

中心商店街情報発信アプリの開発業務委託

### 2. 業務の背景・目的

本業務は、「はちのへA I（アイ）中心街・バス活性化プロジェクト」の一つの事業として行われるものであり、プロジェクト全体の目的としては、デジタル技術を活用し、中心街への誘客推進と公共交通の利用促進を図るとともに、人流データ等を活用した中心街の賑わい創出やバス路線の最適化に向けた施策立案を行い、さらなる市政発展に繋げていくことを目的とする。

この中で本業務は、中心街のスポットやイベント情報、店舗紹介など情報を発信するアプリを開発するものである。外国語対応（日、英、中、韓等）を付加し、市内外からの外国人誘客を図るとともに、飲食店等へのデジタルクーポン、ハチカ（バスICカード）ポイントを付与し、中心街の誘客推進とバスICカードの利用促進を図ることを目的に本事業を実施するものである。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4. 運用開始時期

令和5年2月末までの運用開始を目安とする

### 5. 対象範囲

八戸市中心市街地活性化基本計画区域

### 6. 業務内容

#### （1）中心商店街情報発信アプリの開発、運用

次の①への誘導を行うためのスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）を開発し、運用・保守を行うこと。配信する内容や機能などは（ア）～（ウ）の内容を満たすこと。

なお、この他に事業目的に資する効果の高い機能やコンテンツ配信の提案も認める。

##### ①機能及びコンテンツ

LINE 株式会社が提供する LINE公式アカウントにつながるようにし、アカウント登録を行い、情報発信が出来るようにすること。また、ID検索で探しやすくするためにプレミアム ID を取得すること。ID 名称は発注者と相談の上、決定すること。

配信内容等については主として以下の（ア）～（ウ）とし、配信に関して必要となる情報の取得も受託者で行うこと。

（ア）商店街で使えるLINEクーポンサービス

（イ）参加店のお得情報を配信するサービス

（ウ）作成したコンテンツ情報や商店街の情報をユーザーにプッシュ通知

②構築にあたり、本市が独自に開発することによる利便性を備えることを目

指しつつ、カスタマイズによる費用対効果も考慮すること。

③構築したアプリを iOS、AndroidOS で作動する端末に対応させ、iOS は APP Store、AndroidOS は Google Play Store から入手可能とするために必要な手続きを行い、令和5年2月末までに公開すること。なお、本アプリは無償で入手可能とする。

④アプリの設計においては、シンプルで分かりやすく、直感的に操作が可能で、利用者にとって使いやすく、楽しさを感じさせるデザインを考慮すること。

#### (2) 中心街店舗情報およびイベント情報等コンテンツ制作

毎月展開する商店街の特集記事の作成や記事内の写真撮影や記事作成を行うこと。

#### (3) 商店街店舗情報更新サポート

サービス加盟店の情報更新や管理についてのサポートを行うこと。

#### (4) 商店街のデジタルラリー企画の運営

コンテンツを活用したクーポン活用サービスや実際の街区等のリアルな場所からWEBコンテンツへの誘導施策を行うこと。

#### (5) 効果検証・報告書作成費用

アプリダウンロード数、ダウンロードした人が活用したクーポンや店舗等消費に係わる情報、閲覧したコンテンツ等の情報を分析し、報告すること。

なお、効果検証に当たりアプリを稼働させている間（アプリ公開から委託業務終了後までの期間）に、アプリの運用・保守業務（iOS 及び AndroidOS のバージョンアップに伴う対応、アプリの動作検証、不具合の修正等システム運用に必要な事項）を行い、対応履歴を記録し、アプリの世代管理も行うこと。

なお、運用及び保守にかかる費用は極力安価となるように工夫すること。

### 7. セキュリティ要件

#### (1) 不正アクセス・ウィルス等対策

本サービスでは不正アクセス及びコンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

#### (2) 個人情報の保護

利用者の個人情報については収集しないこと。なお、収集する必要性が生じた場合は、発注者と受注者との協議のうえ、取扱いを決定する。

### 8. 秘密の保持等

受託者は、本業務により取り扱う情報・資料等及び制作物は非常に重要なものであり、その保管はもとより、従事するものに対し、取扱い上の重要性を認識させ、事後支障のないよう十分な体制をとること。

(1) 受託者は、八戸市個人情報保護条例を含む関係法令並びに八戸市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務により取り扱う情報・資料等及び制作物の取扱いについて、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のため適正な管理をしなければならない。

また、業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは、最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。

なお、受託者は業務に際して、個人情報（個人に関する情報であって特定

の個人が識別され得るもの(をいう)を取り扱う際は、常に最善の注意を払わなければならない。個人情報の取扱時には改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(3) 受託者は、発注者の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。

また、発注者内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

(4) 受託者が本業務に基づいて、発注者より提供した情報・資料等及び制作物は第三者に知らせ、または、本業務以外の目的に使用してはならない。

当該業務を通じて知り得た事項については履行期間の終了後または契約を解除した後も第三者に漏らしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

## 9. 業務推進体制・進行方法等

(1) 業務推進体制

①構築に必要なハードウェア・ソフトウェアについては、すべて受託者にて用意すること。

②本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を定め、明示すること。

(2) 進行方法

①受託者は契約後速やかに作業計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

②本市から進捗報告を求められた場合は、受託者は進捗管理、品質管理、課題管理の状況を本市に報告すること。

## 10. 成果物と提出期限

(1) 作業計画書

契約締結後速やかに提出のこと※作業計画のほかに業務推進体制も示すこと

(2) アプリ一式

運用開始時

(3) 運用保守体制図、打合せ等の議事録

アプリ運用開始後速やかに提出のこと

(4) 設計書ドキュメント及びサーバ情報、修正履歴、世代管理表

アプリ一式納品時

(5) 管理者用マニュアル

アプリ一式納品時 その後、マニュアルに修正が出た場合は速やかに

(6) 効果検証・報告書

令和5年3月31日（金）までのデータで効果検証を行い、速やかに提出のこと。

(7) 業務完了報告書・配信コンテンツ情報（文章や写真等）

効果検証・報告書を発注者が確認後に速やかに提出のこと

(8) (1)、(3)～(7)の電子データ（CD-R等）

業務完了報告書提出時

※ファイル形式は、Word 形式または Excel 形式とする。

## 1 1. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1)八戸市情報セキュリティ基本方針
- (2)八戸市個人情報保護条例
- (3)八戸市財務規則
- (4)その他関係法令及びガイドライン

## 1 2. 著作権その他知的財産権

成果物の著作権その他知的財産権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は受託者に帰属するものとする。ただし、成果物に関し、受託者又は第三者が従前より保有する知的財産権については、受託者又は第三者に留保されるものとする。

なお、受託者が本業務に基づいて収集・作成した原稿、情報その他の著作権等は受託者に帰属する。

## 1 3. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

## 1 4. 経費にふくまれるもの

アプリ開発・運用・保守・情報配信、効果検証・報告書作成等本業務に必要な経費一式を含む。

## 1 5. 委託料の支払方法

委託料は、業務終了後に一括で支払う。なお、受託者は、業務終了後に業務完了報告書を提出し、その後、適法な支払請求書により、委託料の請求すること。

## 1 6. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

以上